妊婦のための支援給付金および妊婦等包括相談支援（伴走型相談支援事業）について

令和７年４月開始

「出産・子育て応援事業」が「妊婦のための支援給付・妊婦等包括支援事業」に変わります。

すべての妊婦さん・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）を一体的に実施します。

妊婦のための支援給付

妊娠届時、出生届後の申請に応じて、妊婦のための支援給付金を支給します。

２回の給付金支給

◎１回目→妊娠届出時
妊婦１人あたり５万円

◎２回目→胎児の数の届け出・出生確認後
こどもの人数×５万円

＊申請者（妊婦）本人口座のみ

妊婦等包括相談支援

妊娠期から出産・子育て期まで、子育て世代包括支援センターの保健師や利用者支援専門員が相談に応じ、利用できるサービスをご紹介します。

３回の面談や電話連絡を実施

① 妊娠届出時（面談）
② 妊娠８か月頃（面談）
③ 新生児訪問時（面談）

支援の流れ

①妊娠届出時　②妊娠８か月頃　出生届　③新生児訪問時

妊婦等包括相談支援

①妊娠届出時	②妊娠８か月頃	③新生児訪問時
妊娠期の過ごし方、妊娠・出産の不安等への相談	妊婦さんの体調や産前・産後の過ごし方について支援	産後の体調やお子さんの発育を確認、育児の不安等を支援
面談	面談	面談

妊婦のための支援給付

1回目 妊婦支援給付の申請
妊婦さん1人につき 5万円

2回目 胎児の数の届け出 申請
（出産予定日の8週間前の日以降）
お子さん1人につき 5万円

妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のないサポートをします。上記の面談以外でもいつでもご相談ください！

＊流産・死産等の場合も支給の対象になります。

【お問い合わせ】白老町子育て支援課　子育て世代包括支援センター　TEL：85-2021